

令和8年度

「京都府放課後児童支援員認定資格研修」のお知らせ



放課後児童支援員認定資格研修とは？

平成27年4月から放課後児童クラブに、クラブで中心的な役割を担う放課後児童支援員の配置が義務づけられています。

本研修の受講により、一定の資格や実務経験を持つ方が、放課後児童クラブの目的や制度の内容、子どもの発達などの基礎知識、子どもの生活や遊びの支援、安全対策など、必要な知識・技能を習得し、「放課後児童支援員」として従事することができます。



放課後児童クラブとは？

放課後児童クラブとは、放課後などに親が仕事などで不在の小学生に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

京都府内に約460箇所あり、主に市町村が運営主体となり、小学校の余裕教室や児童館など、地域の身近な施設で実施されています。



■ 実施日程等

会場		南部会場 ①	南部会場 ②	南部会場 ③	北部会場
会場		京都市内の施設（各施設とも、駅から徒歩8分まで） ① 京都府総合教育センター（近鉄「丹波橋駅」東へ） ② 京都テルサ（地下鉄「九条駅」より西へ） ③ ラポール京都（阪急「西院駅」東へ四条御前角）			市民交流プラザ ふくちやま （JR 福知山駅前）
定員		100名	100名	100名	50名
申込締切日		5月8日（金）	10月29日（木）	令和9年1月8日（金）	8月14日（金）
日程 （6日間）	1日目	5月19日（火）	11月11日（水）	1月21日（木）	8月26日（水）
	2日目	5月25日（月）	11月19日（木）	1月28日（木）	9月3日（木）
	3日目	5月29日（金）	11月26日（木）	2月3日（水）	9月10日（木）
	4日目	6月8日（月）	12月1日（火）	2月9日（火）	9月17日（木）
	5日目	6月18日（木）	12月8日（火）	2月19日（金）	9月24日（木）
	6日目	6月30日（火）	12月17日（木）	未定	9月28日（月）

※ 受講者は、1つの会場で6日間受講することを原則とします。やむを得ない場合のみ、欠席した講座を他の会場で受講できることとします。

※ 南部会場では、①～③の施設を利用します。日により会場は異なります。

■ 応募資格（基準第 10 条該当）

次の 1～10 号のいずれかに該当する方で、現在、京都府内の放課後児童健全育成事業に従事している方、及びこれから放課後児童支援員として同事業に従事することを希望している方。（府内在住者に限る）

- 1号 保育士 → 保育士証等の写し添付
- 2号 社会福祉士 → 資格証の写し添付
- 3号 高校卒業以上で2年以上、かつ2,000時間以上「児童福祉事業」に従事した方
→ 「実務経験証明書（事業所長又は市町村長）」添付
- 4号 教育職員免許法に規定する免許状（幼稚園・小学校・中学校・高校・特別支援学校・養護教諭・栄養教諭等）を取得した方 → 免許状等の写し添付
- 5号 大学で社会福祉学等（※教育学、心理学、社会学、芸術学、体育学等を含む）の課程を修了し卒業した方
- 6号 大学で社会福祉学等（※同じ）を専修する学科等において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた方
- 7号 大学院で社会福祉学等（※同じ）の課程を修了し卒業した方
- 8号 外国の大学で社会福祉学等（※同じ）の課程を修了し卒業した方
- 9号 高校卒業以上で2年以上、かつ2,000時間以上「放課後児童健全育成事業に類似する事業」に従事し、市町村長が適当と認めた方
→ 「従事証明書（市町村長）」添付
- 10号 5年以上放課後児童健全育成事業に従事し、市町村長が適当と認めた方
→ 「従事証明書（市町村長）」添付

■ 研修科目の一部免除

次の①～③に該当する方は、希望により各号に定める科目を免除します。

- ① 保育士 → 科目④・⑤（2日目）、科目⑥・⑦（3日目）計4科目免除
- ② 社会福祉士 → 科目⑥・⑦（3日目）計2科目免除
- ③ 教諭の各有資格者 → 科目④・⑤（2日目）計2科目免除

■ 必要経費

受講料は「無料」。 テキスト代 1,100 円（研修初日に販売）

■ 受講申込方法

- ① 現在放課後児童クラブ等に勤務中の方は、勤務先が所在する「市町村担当課」に、
- ② それ以外の方は、「京都府保育協会」に、必要な書類を提出ください。（郵送等）

(1) 申込締切日 各会場の研修初日の10日前まで（実施日程のとおり）

(2) 必要な書類

- ① 受講申込書
- ② 応募資格に該当することを証明する書類
→ 各種資格証・修了証書・免許状の写し、高校・大学等の卒業証書等の写し、「実務経験証明書（3号）」、「従事証明書（9号・10号）」等

■ 研修の日程・内容

1日目	1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解	
	10:30 ~ 12:00	科目① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
	13:00 ~ 14:30	科目② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
	14:45 ~ 16:15	科目③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
2日目	2. 子どもを理解するための基礎知識（有資格者は「免除」あり）	
	13:00 ~ 14:30	科目④ 子どもの発達理解
	14:45 ~ 16:15	科目⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
3日目	13:00 ~ 14:30	科目⑥ 障害のある子どもの理解
	14:45 ~ 16:15	科目⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
4日目	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援	
	10:30 ~ 12:00	科目⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
	13:00 ~ 14:30	科目⑨ 子どもの遊びの理解と支援
	14:45 ~ 16:15	科目⑩ 障害のある子どもの育成支援
5日目	4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力	
	10:30 ~ 12:00	科目⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
	13:00 ~ 14:30	科目⑫ 学校・地域との連携
	5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応	
	14:45 ~ 16:15	科目⑬ 子どもの生活面における対応
6日目	10:30 ~ 12:00	科目⑭ 安全対策・緊急時対応
	6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能	
	13:00 ~ 14:30	科目⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
	14:45 ~ 16:15	科目⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令遵守
	16:20 ~ 16:35	修了証の交付

- ※ 南部会場の各会場は、日により施設が異なります。「受講票」郵送時にご案内します。
- ※ 各科目の順番は都合により、前後する場合があります。
- ※ 受講申込書を受理し、審査した後、各会場の研修初日の 10日前までに「受講票」と「研修日程」「会場案内図」を郵送します。
郵便が届かない場合は、下記までお問合せください。

■ お問い合わせ先・申し込み先

一般社団法人 京都府保育協会（月～金 9時～17時）

TEL 075-223-8960 FAX 075-223-8961

住所 〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町
京都府立総合社会福祉会館 8階